

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

政府は政権発足以来、子ども手当は全額国庫負担で実施するという方針をこれまで繰り返し表明してきた。地方負担を前提とした平成22年度の子ども手当と児童手当を併給する方式はあくまで暫定措置であり、原口一博・前総務大臣も国会答弁等において、地方負担を平成23年度以降は継続しないことを明確にしていたところである。しかしながら、政府は、平成23年度以降の子ども手当の財源について、国の財源不足を理由に、地方負担を継続することなどを前提に議論を進めている。

子育て支援は、地域の実情に応じて、地方自治体が創意工夫を発揮することができる分野を地方が担い、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が担当し、全額を負担すべきであり、平成23年度以降の子ども手当の本格的な制度設計に当たって、一方的に地方負担が継続されることは容認することができない。

よって、子育て支援の国と地方の役割を早急に明確化し、平成23年度以降の子ども手当については、現行の地方負担を廃止し、全額国庫負担で行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月7日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
内閣官房長官	仙谷由人様
総務大臣	片山善博様
財務大臣	野田佳彦様
厚生労働大臣	細川律夫様
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎様